

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
1	R2. 5. 11	令和元年9月1日から令和2年3月31日までの私（○○○）の住民票交付状況がわかる書類	令和元年9月1日から令和2年3月31日までの○○○の住民票の写しの交付状況	R2. 5. 18 部分開示	(1)開示請求者以外の住所、氏名及び開示することにより特定の個人が明確になる部分 (2)法人の印影が記録された部分	3号 4号	市民部市民登録課
2	R2. 5. 22	2019年4月1日から2020年5月22日までの間、私 ○○○（旧姓：○○）にかかる住民票の交付状況が分かる文書	2019年4月1日から2020年5月22日までの○○○（旧姓：○○）の住民票の写しの交付状況	R2. 5. 28 開示			市民部市民登録課
3	R2. 5. 26	（私）○○○○○に係る○年○月に発生した事故の○○○○○クリニックからの報告書	開示請求者本人に係る令和○年○月に発生した事故報告書 開示請求者の氏名 ○○○○○	R2. 6. 9 開示			保健福祉部介護保険課
4	R2. 6. 10	平成○年○月○日（木）午後6時30分市役所教育研究所での○○○の長男、○に対する謝罪の内容の訂正がわかる文書	平成○年○月○日（木）午後6時30分市役所教育研究所での○○○の長男、○に対する謝罪の内容の訂正がわかる文書	R2. 6. 24 不開示 (不存在)	当該資料について、存在を確認できず不存在であることから、盛岡市個人情報保護条例第17条第2項の規定に該当するため。		教育委員会事務局学校教育課
5	R2. 6. 29	平成○年○月○日（木）午後6時30分市役所教育研究所での○○○の長男、○に対する謝罪の内容の訂正がわかる文書	令和○年○月○日付保護者面談記録の修正についての文書	R2. 7. 1 開示			教育委員会事務局学校教育課
6	R2. 7. 2	○年○月○日に示された盛岡市立○○中学校「いじめ重大事態の調査について」の「調査報告書、作成の際の資料（生徒・教師からの聴き取り調査のメモ、アンケート結果用紙全て）	調査報告書に係る資料（○年○月○日に示された盛岡市立○○中学校「いじめ重大事態の調査について」（別紙）の調査報告書、作成の際の資料として）	R2. 7. 16 部分開示	(1)開示請求者が、当該個人情報を知り得る立場であることが客観的に明らかな個人情報を除いた開示請求者以外の個人に関する情報 (2)アンケートのうち、記載者が特定される筆跡に係る部分	3号	教育委員会事務局学校教育課
7	R2. 7. 6	介護サービス事業所（○○○○○）での事故に関する報告書 事故発生日：平成○年○月○日 事故当事者：○○○○	次の事項に関し記述された事故報告書 事故の発生年月日 平成○年○月○日(月) 対象者(利用者)の氏名 ○○○○	R2. 7. 8 開示			保健福祉部介護保険課
8	R2. 7. 6	令和○年○月○日に盛岡市教育委員会から盛岡市長に提出された文書「いじめ重大事案に係る経過説明について」（J-○-○）	盛岡市○○中学校のいじめに係る事案（長期欠席重大事態）	R2. 7. 10 開示			教育委員会事務局学校教育課

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
9	R2. 8. 3	平成27年以降に盛岡市に提出された〇〇〇〇〇の世帯分離に関する届出文書 (世帯主:〇〇〇〇からの分離)	平成27年度以降に提出された開示請求者の世帯分離に関する書類	R2. 8. 17 部分開示	(1) 委任状に記載のない任意代理人の電話番号及び異動者との関係の部分 (2) 開示請求者以外の個人情報及び世帯分離以前の世帯主に係る氏名, 生年月日以外の個人情報が記録されている部分	3号	市民部市民登録課
10	R2. 8. 11	〇/〇(金) 14:00 学校教育課長及び課長補佐2名が盛岡市長へ報告した盛岡市立〇〇中学校いじめ重大事案の報告文書, 添付文書	盛岡市立〇〇中学校いじめ重大事態の市長に対する経過報告について	R2. 8. 20 開示			教育委員会事務局学校教育課
11	R2. 8. 31	①〇〇小学校が保管している平成31年4月から令和2年3月までの間の〇〇〇〇(平成〇年〇月〇日生)の出席簿 ②〇〇小学校が保管している平成31年4月から令和2年3月までの間の〇〇〇〇(平成〇年〇月〇日生)の保健室来室記録	平成31年4月から令和2年3月までの間の〇〇〇〇に係る出席簿及び保健室来室記録	R2. 9. 14 部分開示	開示請求者以外の氏名及び開示することによって特定の個人が明確になる部分	3号	教育委員会事務局学校教育課
12	R2. 9. 3	平成〇年〇月〇日付けで私が〇〇〇丁目〇-〇他において建築基準法第43条但し書きの適用を願い出た書面一式	平成〇年〇月〇日付けで請求者が〇〇〇丁目〇-〇他3筆を建築基準法第43条第1項ただし書の適用が受けられるよう願い出た願書一式	R2. 9. 10 開示			都市整備部建築指導課
13	R2. 9. 3	「2盛教学校第〇号」で開示されなかった盛岡市〇〇〇中学校生徒指導ケース会議資料(〇月〇日以降分)全て	盛岡市〇〇〇中学校生徒指導ケース会議資料(〇月〇日以降分)全て	R2. 9. 16 部分開示	開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが客観的に明らかな個人情報を除いた開示請求者以外の個人に関する情報	3号	教育委員会事務局学校教育課
14	R2. 9. 17 (R2. 10. 7 補正受付)	令和〇年〇月〇日盛岡市教育委員会定例会会議資料「いじめ重大事態について」(非公開事件)の会議資料及び議事録	令和〇年〇月盛岡市教育委員会定例会 次第3(5)「いじめの重大事態について」【非公開事件】に係る会議資料(14頁)及び会議録(5~6頁)	R2. 10. 20 部分開示	会議録のうち, 開示請求者以外の特定の個人が識別され得る情報又は開示請求者以外の個人の権利利益を害する恐れがある情報	3号	教育委員会事務局総務課
15	R2. 9. 17	令和〇年〇月〇日盛岡市教育委員会定例会議案〇号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について」の会議資料及び議事録		取下げ			教育委員会事務局総務課
16	R2. 10. 19	〇〇中学校いじめに関する調査報告書(〇〇〇〇〇関係)	〇〇中学校いじめに関する調査報告書(〇〇〇〇〇関係)	R2. 10. 26 部分開示	開示請求者以外の情報を開示することによって, 請求者以外の家族構成が明確になる部分	3号	教育委員会事務局学校教育課

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
17	R2. 11. 9	・いじめ個票 ・保護者あて調査報告書 (〇〇〇〇に関するもの)	〇〇〇〇に関する，いじめ個票及び保護者あて調査報告書	R2. 11. 11 開示			教育委員会事務局学校教育課
18	R2. 11. 13	平成〇年〇月〇日（木）午後 6 時30分市役所教育研究所での〇〇〇〇の長男，〇に対する謝罪の内容の訂正がわかる文書	平成〇年〇月〇日（木）午後 6 時30分市役所教育研究所での〇〇〇〇の長男，〇に対する謝罪の内容の訂正がわかる文書	R2. 11. 19 開示			教育委員会事務局学校教育課
19	R2. 11. 13	平成29年 4 月から，平成30年 3 月まで〇〇〇〇の長男，〇に関して教育委員会学校教育課に相談した内容が分かる文書	平成29年 4 月から，平成30年 3 月まで〇〇〇〇の長男，〇に関して教育委員会学校教育課に相談した内容が分かる文書	R2. 11. 19 開示			教育委員会事務局学校教育課
20-1	R2. 11. 26	(別紙参照) ・調査委員会議事録 ・聞き取り調査資料，記録 (別紙) 盛岡市いじめ調査委員会議事録 1 令和〇年〇月〇日開催分 2 令和〇年〇月〇日開催分 3 令和〇年〇月〇日開催分 4 令和〇年〇月〇日開催分 5 令和〇年〇月〇日開催分 6 令和〇年〇月〇日開催分 7 令和〇年〇月〇日開催分 盛岡市いじめ調査委員会聞き取り調査の全記録（一次資料） 1 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇〇 2 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇 3 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇 4 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇	盛岡市いじめ調査委員会議事録	R2. 12. 10 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換及び意思決定に関わる情報	3 号 6 号	教育委員会事務局学校教育課
20-2			盛岡市いじめ調査委員会聞き取り調査の全記録 (1) 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇〇 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇 (2) 令和〇年〇月〇日 調査対象：〇〇〇〇	R2. 12. 10 不開示 (不存在)	(1) 審議，検討段階の資料であり，開示することにより，将来率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。また，開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって，開示することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 (2) 当該資料は聞き取り調査ではないため，作成しておらず，不存在であることから，盛岡市個人情報保護条例第17条第 2 項の規定に該当するため。	6 号 3 号	
21	R2. 12. 2	固定資産税の口座振替依頼書（〇〇〇〇〇）	固定資産税の口座振替依頼書（〇〇〇〇〇）	R2. 12. 8 部分開示	開示請求者以外の氏名及び開示することにより特定の個人が明確になる部分	3 号	財政部納税課

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
22-1	R2. 12. 7	令和○年○月○日 盛岡市いじめの調査委員会議事録 令和○年○月○日 ○○○への聞き取り調査結果（一次資料）	第○回盛岡市いじめ調査委員会議事録	R3. 1. 4 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換及び意思決定に関わる情報	3号 6号	教育委員会事務局学校教育課
22-2			盛岡市いじめ調査委員会聞き取り調査結果 令和○年○月○日 調査対象：○○○	R3. 1. 4 不開示	審議，検討段階の資料であり，開示することにより，将来率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。また，開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって，開示することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。	6号 3号	
23	R2. 12. 21	盛岡市いじめ調査委員会 ○月○日 ○○○○○教諭への聞き取り調査の記録 ○月○日 ○○○○カウンセラーへの聞き取り調査の記録 ○月○日 調査委員会議事録	(1) 盛岡市いじめ調査委員会聞き取り調査の記録 令和○年○月○日 調査対象：○○○○○○教諭 令和○年○月○日 調査対象：○○○○○カウンセラー (2) 令和○年○月○日 調査委員会議事録	R3. 1. 4 不開示 (不存在)	(1) 審議，検討段階の資料であり，開示することにより，将来率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。また，開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって，開示することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 (2) 当該議事録は，まだ作成しておらず，不存在であることから，盛岡市個人情報保護条例第17条第2項の規定に該当するため。	6号 3号	教育委員会事務局学校教育課
24	R2. 12. 21	公的扶助にかかわった全ての書類。保護決定開始事由，期間，記録，受給者(○○○)の提出した書類等を含む。公的扶助の詳細，内訳（家賃代も含む），金額，また通院した病院，機関，期間，日付，かかった医療費，調剤薬局，薬代，交通費等全ての公的扶助の正確な詳細を含む。（○○○にかかわる分）	生活保護申請に係る書類，調査記録，ケース記録票，保護台帳，生活保護法による病状連絡書，援助方針記録票，生活保護決定（変更）調書，医療要否意見書，請求者からの提出書類	R3. 1. 4 部分開示	1 長期間交流のない扶養親族の職業及び家族構成 2 ケース記録票，生活保護法による病状連絡書及び援助方針記録票の本人の評価に関する部分	3号 7号	保健福祉部生活福祉第二課
25-1	R3. 1. 18	令和○年○月○日 盛岡市いじめ調査委員会議事録 令和○年○月○日 盛岡市いじめ調査委員会議事録	令和○年度第○回盛岡市いじめ調査委員会議事録（○月○日）	R3. 1. 28 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換及び意思決定に関わる情報	3号 6号	教育委員会事務局学校教育課
25-2			令和○年○月○日 盛岡市いじめ調査委員会議事録	R3. 1. 28 不開示 (不存在)	当該議事録は，まだ作成しておらず，不存在であることから，盛岡市個人情報保護条例第17条第2項の規定に該当するため。		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
26	R3. 1. 28	盛岡市いじめ調査委員会 ○月○日調査委員会議事録	令和○年度第○回盛岡市いじめ調査委員会議事録（○月○日）	R3. 2. 12 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換及び意思決定に関わる情報	3号 6号	教育委員会事務局学校教育課
27	R3. 2. 1	盛岡市いじめ調査委員会 令和○年○月○日 ○○○○に対する聞き取り調査結果	盛岡市いじめ調査委員会 令和○年○月○日 ○○○○に対する聞き取り調査結果	R3. 2. 12 不開示	審議，検討段階の資料であり，開示することにより，将来率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。また，開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって，開示することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。	6号 3号	教育委員会事務局学校教育課
28-1	R3. 2. 1	盛岡市いじめ調査委員会 R○. ○/○ 調査委員会 R○. ○/○ 調査委員会 議事録	令和○年度盛岡市いじめ調査委員会議事録（○月○日）	R3. 2. 15 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換及び意思決定に関わる情報	3号 6号	教育委員会事務局学校教育課
28-2			令和○年○月○日 盛岡市いじめ調査委員会議事録	R3. 2. 15 不開示 (不存在)	当該議事録は，まだ作成しておらず，不存在であることから，盛岡市個人情報保護条例第17条第2項の規定に該当するため。		
29	R3. 2. 8	盛岡市いじめ調査委員会 令和○年○月○日「市教 川村課長補佐への聴き取り調査」調査記録	盛岡市いじめ調査委員会令和○年○月○日 市教 川村課長補佐への聴き取り調査結果	R3. 2. 12 不開示	審議，検討段階の資料であり，開示することにより，将来率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。また，開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって，開示することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。	6号 3号	教育委員会事務局学校教育課
30	R3. 2. 22	令和○年○月○日開催 盛岡市教育委員会○月定例会会議資料・議事録「報告（4）いじめ重大事態について」	令和○年○月○日開催 盛岡市教育委員会○月定例会会議資料・議事録「報告（4）いじめ重大事態について」	R3. 3. 1 不開示 (不存在)	当該行政文書には，開示請求者に係る個人情報記録されておらず，不存在であることから，盛岡市個人情報保護条例第17条第2項の規定に該当するため。		教育委員会事務局総務課

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第13条 該当号	担当課等
31	R3. 3. 8	・排水設備等計画確認申請書 ・排水設備等工事完了届 申請者 ○○○○に係る分	請求者が過去に申請した排水設備計画確認申請書	R3. 3. 25 部分開示	(1) 開示請求者以外の個人の印影 が記録された部分 (2) 法人の代表者印	3号 4号	上下水道局給 排水課
32	R3. 3. 15	令和○年○月○日盛岡市いじめ調査委員会と○○○の面 談における正式な議事録以外の記録（メモ等）	令和○年○月○日盛岡市いじめ調査委員会と○○○の面 談における正式な議事録以外の記録（メモ等）	R3. 30 不開示	審議，検討段階の資料であり，開 示することにより，率直な意見の 交換若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれる恐れがあること から，盛岡市個人情報保護条例第 13条第6号の規定に該当するた め。	6号	教育委員会事 務局学校教育 課
33-1	R3. 3. 15	・盛岡市いじめ調査委員会議事録の開示可能な分 ○/○，○/○，○/○，○/○，○/○開催分及び○/○分 ・令和○年○月○日市教委小山田前課長への聴き取り調 査結果の記録	令和○年度盛岡市いじめ調査委員会議事録 (○月○日，○月○日，○月○日，○月○日，○月○ 日)	R3. 3. 23 部分開示	(1) 議事録中，開示請求者以外の 個人に関する情報 (2) 議事録中，委員の意見の交換 及び意思決定に関わる情報	3号 6号	教育委員会事 務局学校教育 課
33-2			(1) 令和○年○月○日盛岡市いじめ調査委員会議事録 (2) 令和○年○月○日盛岡市いじめ調査委員会 小山田 前学校教育課長への聴調査結果	R3. 3. 23 不開示	(1) 当該議事録は，まだ作成してお らず，不存在であることから，盛 岡市個人情報保護条例第17条第2 項の規定に該当するため。 (2) 審議，検討段階の資料であり， 開示することにより，率直な意見 の交換若しくは意思決定の中立性 が不当に損なわれる恐れがあるた め。また，開示請求者以外の特定 の個人を識別できる情報であつ て，開示することにより個人の権 利利益を害する恐れがあるため。	6号 3号	
34	R3. 3. 15	令和○年○月○日 ○○前副校長，紀課長への聴き取り 調査結果記録	令和○年○月○日 ○○前副校長，紀課長への聴取り調 査結果記録	R3. 3. 23 不開示	審議，検討段階の資料であり，開 示することにより，率直な意見の 交換若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれる恐れがあるた め。また，開示請求者以外の特定 の個人を識別できる情報であつ て，開示することにより個人の権 利利益を害する恐れがあるため。	6号 3号	教育委員会事 務局学校教育 課